

## オーストラリア向けかき輸出検疫実施要領

平成30年8月6日付け30消安第1889号  
消費・安全局長通知

### 第1 趣旨

- 1 オーストラリアへ輸出するかきの生果実（以下「オーストラリア向けかき」という。）について、オーストラリア向けかきの生産者（以下「生産者」という。）、選果技術員（病害虫寄生果の識別及び選別並びに選果従事者への技術指導を行う者をいう。以下同じ。）、選果こん包施設の責任者、くん蒸倉庫の責任者等が実施する園地管理、収穫、選果こん包、くん蒸等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検疫を齊一に実施することをもって、我が国からのオーストラリア向けかきの円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。
- 2 オーストラリア向けかきの検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。なお、栽培地検査実施細則（昭和32年4月9日32振局第1065号振興局長通達）は、オーストラリア向けかきの検疫については適用しない。

### 第2 定義

本要領において「かき」とは、*Diospyros kaki* をいう。

### 第3 補助員の設置

- 1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、植物防疫官による第4の栽培地検査及びカキノヘタムシガの調査の事務を補助させるため、病害虫に関する知識を有し、かつ、オーストラリア向けかきの売買に直接利害関係を有しない者のうちから、オーストラリア向けかき検査補助員（以下「補助員」という。）を、第1号様式による辞令を交付して委嘱することができるものとする。
- 2 補助員は、オーストラリア向けかきを生産する都道府県（以下「都道府県」という。）の主務部長が推薦した者の中から委嘱するものとする。
- 3 植物防疫所長は、補助員を委嘱したときは、当該補助員に対し、その者が担当すべき地域及び事務の内容を指示するものとする。
- 4 補助員の担当地域を管轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、当該補助員に対し、その者が担当すべき事務

に係る講習及び指導を行うものとする。

#### 第4 検査及びカキノヘタムシガの調査

オーストラリア向けかきを生産する園地について、規則第24条第1項の規定に基づき、栽培地検査（以下「検査」という。）の申請が行われた場合、植物防疫官は、生産園地の登録を行い、カキノヘタムシガに対する調査を行った上で、検査を行うものとし、その具体的な手続は以下のとおりとする。

##### 1 検査の申請

- (1) カキノヘタムシガに対する措置として、第8の臭化メチルくん蒸を実施しない場合、生産者又は生産者が属する生産者団体等（以下「生産者団体等」という。）の責任者は、検査を申請するものとする。
- (2) 生産者又は生産者団体等の責任者は、(1)の申請に当たっては、栽培地検査申請書（規則第12号様式）を作成の上、都道府県を經由して提出するものとする。都道府県は、その年に生産されるオーストラリア向けかきに係る栽培地検査申請書を取りまとめ、当該年の5月31日までにオーストラリア向けかきの生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

##### 2 生産園地の登録

- (1) 1の(2)で栽培地検査申請書の提出を受けた植物防疫官は、提出された当該栽培地検査申請書の内容に基づき、オーストラリア向けかき登録生産園地一覧表（第2号様式）により、オーストラリア向けかきの生産園地を登録するとともに、都道府県を經由して、生産者又は生産者団体等の責任者に対し、当該生産者又は生産者団体等に係るオーストラリア向けかき登録生産園地一覧表を通知するものとする。

なお、オーストラリア向けかきの生産園地の登録を行った植物防疫官は、当該オーストラリア向けかき登録生産園地一覧表を、登録した年度の翌年度末まで保管するものとする。

- (2) (1)で登録されたオーストラリア向けかきの生産園地（以下「登録生産園地」という。）を管理する生産者は、当該登録生産園地の見やすい場所に規則第24条第2項の表示（規則第13号様式。以下「標札」という。）を行うものとする。
- (3) 植物防疫官は、第3により補助員が設置されている場合は、当該補助員に対し、当該補助員が担当すべき登録生産園地を指示するものとする。

##### 3 カキノヘタムシガに対する調査

- (1) 植物防疫官は、病害虫発生予察事業の実施について（昭和61年5月6日61農蚕第2153号農蚕園芸局長通達）のXIIのカキノヘタムシガの巡回調査実施方法に基づき、各登録生産園地においてカキノヘタムシガに対する調査を行うものとする。

なお、調査を行う登録生産園地に、第3により補助員が設置されている場合は、その調査を補助員に実施させることができるものとする。

また、登録生産園地を管理する生産者は、当該調査に立ち会わなければならないものとする。

- (2) 植物防疫官は、(1)の調査の結果をカキノヘタムシガに対する調査記録(第3号様式)により記録するものとする。調査の結果、カキノヘタムシガが発見された場合は、直ちに当該害虫に対する防除措置(薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等。以下同じ。)を実施するよう、生産者に指導するものとする。

補助員が調査を行った場合は、調査の実施ごとに、調査の結果をカキノヘタムシガに対する調査記録により記録し、植物防疫官に提出するものとする。植物防疫官は、補助員から提出された調査結果を確認し、カキノヘタムシガが発見された場合には、補助員を通じ、直ちに当該害虫の防除措置を実施するよう、生産者に指導するものとする。

- (3) 生産者は、(1)の調査の結果に応じて、カキノヘタムシガに対する防除措置を実施するとともに、防除の実施状況について、カキノヘタムシガに対する防除記録(第4号様式)を作成するものとし、少なくとも2年間保管するものとする。

#### 4 検査

- (1) 植物防疫官は、登録生産園地について、次により検査を行うものとする。

なお、検査を行う登録生産園地に、第3により補助員が設置されている場合は、その検査を補助員に補助させて実施することができるものとする。

また、登録生産園地を管理する生産者は、当該検査に立ち会わなければならないものとする。

##### ア 補助員検査

補助員が補助する検査(以下「補助員検査」という。)については、次のとおり行うものとする。

##### (ア) 対象害虫

カキノヘタムシガ

##### (イ) 実施時期と回数

収穫開始日の14日前から収穫開始日の前日までの間に、1回。

##### (ウ) 検査の方法

全ての登録生産園地について、カキノヘタムシガの発生の有無を目視により検査する。

##### (エ) カキノヘタムシガが発見された場合

補助員は、当該害虫が発見された旨を植物防疫官に報告するものとする。

報告を受けた植物防疫官は、報告内容が真正と認められる場合は、当該報告

のあった登録生産園地に係る2の(1)の登録を取り消すものとする。

(オ) カキノヘタムシガに対する防除記録の確認

補助員は、生産者による3の(3)の記録を確認し、カキノヘタムシガの有無及びカキノヘタムシガに対する防除措置が適切に実施されているか確認するものとする。

(カ) 補助員検査の結果

補助員は、補助員検査の実施ごとに、補助員検査の結果をオーストラリア向けかき登録生産園地検査成績(第5号様式)により記録し、植物防疫官に提出するものとする。植物防疫官は、補助員から提出された検査結果を確認し、必要に応じて補助員に対し指示を与え、補助員は、必要に応じて生産者に対し、当該指示を踏まえた依頼をするものとする。

イ 植物防疫官の検査

補助員が補助しない植物防疫官の検査は、次のとおり行うものとする。

(ア) 対象害虫

カキノヘタムシガ

(イ) 実施時期と回数

収穫開始日の14日前から収穫開始日の前日までの間に、1回。

(ウ) 検査の方法

全ての登録生産園地について、カキノヘタムシガの発生の有無を目視により検査する。

(エ) カキノヘタムシガが発見された場合

植物防疫官は、当該害虫が発見された登録生産園地に係る2の(1)の登録を取り消すものとする。

(オ) カキノヘタムシガに対する防除記録の確認

植物防疫官は、生産者による3の(3)の記録を確認し、カキノヘタムシガの有無及びカキノヘタムシガに対する防除措置が適切に実施されているか確認するものとする。

(カ) 植物防疫官の検査の結果

植物防疫官は、検査の結果をオーストラリア向けかき登録生産園地検査成績により記録するものとする。

(2) 植物防疫官は、(1)のイの検査の実施に当たって、登録生産園地ごとの検査の日程をあらかじめ生産者又は生産者団体等の責任者に通知するものとする。

なお、(1)のアの補助員検査を行う場合は、補助員から生産者又は生産者団体等の責任者に通知するものとする。

(3) 植物防疫官は、(1)の検査の結果、登録生産園地にカキノヘタムシガが発見さ

れないこと及び3の(3)の措置が適切に実施されていることを確認したときは、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体等の責任者に対し、栽培地検査合格証明書(規則第19号様式)を交付するものとする。

- (4) 植物防疫官は、(1)の検査の結果、登録生産園地に係る2の(1)の登録を取り消したときは、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体等の責任者に対し、取消しの理由及び標札を撤去すべき旨を通知するものとする。

## 第5 選果こん包施設、選果技術員及びくん蒸倉庫の登録

選果こん包施設、選果技術員及びくん蒸倉庫の登録は、次により行うものとする。

### 1 選果こん包施設の登録申請

- (1) 選果こん包施設の責任者は、オーストラリア向けかき選果こん包施設登録申請書(第6号様式。以下「選果こん包施設登録申請書」という。)を、都道府県を經由して、毎年7月31日までに当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

- (2) 選果こん包施設の責任者は、(1)により提出した選果こん包施設登録申請書の記載内容に変更があったときは、都道府県を經由して、速やかに修正後の選果こん包施設登録申請書を、当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

### 2 選果技術員の登録

選果こん包施設登録申請書の提出を受けた植物防疫官は、選果技術員に対し、病害虫の識別に関する技術研修(以下「識別研修」という。)を実施し、受講者を識別研修の修了者として登録するものとする。

### 3 選果こん包施設の登録及び公表

- (1) 選果こん包施設登録申請書の提出を受けた植物防疫官は、選果技術員が識別研修を修了し、当該選果こん包施設登録申請書に係る選果こん包施設が次のアからウまでに掲げる要件を備えていることを確認した上で、オーストラリア向けかきの選果こん包施設として登録するものとする。

ア 選果及び検査のための十分な照明設備及び選果設備を有すること。

イ 施設内に登録生産園地以外で生産されたかき等の生果実がある場合は、オーストラリア向けかきを物理的に隔離して保管できること。

ウ 定期的に清掃、消毒等が適切に行われており、その記録が保管されていること。

- (2) (1)で登録を行った植物防疫官は、登録した選果こん包施設(以下「登録選果こん包施設」という。)を都道府県に通知するものとする。

また、植物防疫所長は、登録選果こん包施設の情報を、オーストラリア向けか

き登録選果こん包施設一覧表（第7号様式）により毎年8月31日までに消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）に報告するとともに、オーストラリア向けかき登録選果こん包施設一覧表（選果こん包施設責任者氏名及び選果技術員氏名の欄を除く。）を植物防疫所ウェブサイトに掲載するものとする。

なお、登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、オーストラリア向けかき登録選果こん包施設一覧表を、選果こん包施設を登録した年度の翌年度末まで保管するものとする。

- (3) 選果こん包施設の登録後に、(1)の要件を満たしていないことが判明した場合、植物防疫官は、当該登録選果こん包施設の責任者に対し、改善措置を実施するよう指導するものとする。

なお、植物防疫官が改善措置を実施するよう指導したにもかかわらず、従わない場合には、植物防疫官は、当該登録選果こん包施設に係る(1)の登録を取り消すものとする。

- (4) 植物防疫課長は、(2)により報告されたオーストラリア向けかき登録選果こん包施設一覧表をオーストラリア農業・水資源省に提出するものとする。

#### 4 くん蒸倉庫の登録

- (1) カキノヘタムシガに対する措置として第8の臭化メチルクん蒸を実施する場合は、くん蒸倉庫の責任者は、オーストラリア向けかきくん蒸倉庫登録申請書（第8号様式。以下「くん蒸倉庫登録申請書」という。）に関係書類を添付して、当該くん蒸倉庫の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

ただし、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）第4条第2項の規定により植物防疫官が指定したくん蒸倉庫であって、同規程別表4の特A級に該当する倉庫にあつては、当該申請を省略できるものとする。

- (2) くん蒸倉庫の責任者は、(1)により提出したくん蒸倉庫登録申請書の記載内容に変更があつたときは、速やかに修正後のくん蒸倉庫登録申請書に関係書類を添付して、当該くん蒸倉庫の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

- (3) くん蒸倉庫登録申請書の提出を受けた植物防疫官は、次に掲げる要件を備えるくん蒸倉庫を、オーストラリア向けかきのくん蒸倉庫として登録するものとする。

##### ア 書類審査

くん蒸倉庫登録申請書に基づき、くん蒸倉庫指定要綱（昭和46年2月6日45農政第2628号農政局長通達。以下「要綱」という。）第5の(1)に準じた審査を行った結果、当該くん蒸倉庫が指定くん蒸倉庫と同等の要件に適合すること。

##### イ 実地審査

アの書類審査に合格したくん蒸倉庫において、要綱第5の(2)に準じた審

査を行い、指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たしていること及びくん蒸倉庫のガス保有力が85%以上であること。

- (4) (3)により登録を行った植物防疫官は、速やかに登録したくん蒸倉庫（以下「登録くん蒸倉庫」という。）をオーストラリア向けかき登録くん蒸倉庫一覧表（第9号様式）によりくん蒸倉庫の責任者に通知するものとする。

また、植物防疫所長は、登録を行ったあと遅滞なく登録くん蒸倉庫の登録情報を、オーストラリア向けかき登録くん蒸倉庫一覧表により植物防疫課長に報告するとともに、オーストラリア向けかき登録くん蒸倉庫一覧表を植物防疫所ウェブサイトに掲載するものとする。

なお、登録くん蒸倉庫の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、オーストラリア向けかき登録くん蒸倉庫一覧表及びガス保有率試験記録を、くん蒸倉庫を登録した年度の翌年度末まで保管するものとし、毎年、オーストラリア向けかきの臭化メチルくん蒸を実施する前に、くん蒸倉庫のガス保有力が85%以上であることを審査するものとする。

- (5) くん蒸倉庫の登録後に、(3)の要件を満たしていないことが判明した場合、植物防疫官は、当該登録くん蒸倉庫の責任者に対し、改善措置を実施するよう指導するものとする。

なお、植物防疫官が改善措置を実施するよう指導したにもかかわらず、従わない場合には、植物防疫官は、当該登録くん蒸倉庫に係る(3)の登録を取り消すものとする。

## 第6 選果こん包等の実施

登録選果こん包施設におけるオーストラリア向けかきの選果こん包、積込み作業等は、次により行うものとする。

なお、作業に従事する者の中に第5の2により登録を受けた選果技術員を少なくとも1人配置するものとする（第8の臭化メチルくん蒸を実施する場合を除く。）。

- (1) 栽培地検査合格証明書により、登録生産園地で生産されたかきの生果実であることを確認すること（第8の臭化メチルくん蒸を実施する場合を除く。）。
- (2) 選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと。
- (3) オーストラリア向けかきのこん包に用いる容器は、未使用のものであること。

また、原則として密閉式の容器（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、次に掲げる措置のいずれかを行うこと。

ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。）が張られているこん包を使用すること。

イ こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。

ウ 選果こん包施設から直接密閉式輸送機器に積み込むこと。

- (4) 選果作業は、病虫害寄生果や異常果実の混入がないようにすること。また、選果作業においては、高圧空気又は高圧水等のコナカイガラムシの除去に有効な方法により、果実表面を洗浄するとともに、果実のへたに付着するコナカイガラムシを除去すること。
- (5) 登録生産園地で生産されたオーストラリア向けかきと登録生産園地以外で生産されたかき等の生果実の選果こん包を同時に行わないこと。
- (6) 登録選果こん包施設内に登録生産園地以外で生産されたかき等の生果実がある場合は、オーストラリア向けかきと隔離して保管すること。
- (7) 各こん包の側面に、オーストラリア向けの表示（Product of Japan for Australia）、輸出者名、果実の種類、登録生産園地番号及び登録選果こん包施設番号を表示すること（参考様式）。

## 第7 選果こん包実施報告書の交付

登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が第6により行われたと判断した場合には、サイズ、箱数及び玉数が品種ごとに記載された書類を添付したオーストラリア向けかき選果こん包実施報告書（第10号様式。以下「選果こん包実施報告書」という。）を2部（輸出検査申請書添付用及び輸出者保管用）作成し、オーストラリア向けかきをオーストラリアへ輸出しようとする者（選果こん包の実施依頼者を含む。以下「輸出者」という。）に交付するものとする。

## 第8 臭化メチルくん蒸の実施

- 1 輸出者は、オーストラリア向けかきくん蒸計画書（第11号様式）に、第7の選果こん包実施報告書を添えて、登録くん蒸倉庫の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。
- 2 植物防疫官は、くん蒸の開始前又は終了後の立会いを通じて以下の事項を確認することによりくん蒸が適切に行われたことを確認するものとする。
  - (1) くん蒸は、登録くん蒸倉庫で実施されたこと。
  - (2) 臭化メチルの薬量はくん蒸倉庫の内容積1立方メートルあたり48グラム以上であり、生果実の中心温度が15度以上で、くん蒸が2時間以上行われたこと。
  - (3) 包装は、くん蒸が行える程度の通気性があり、新しい包装材で行われたものであること。
  - (4) 一回に処理する生果実の量が、くん蒸倉庫の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたこと。



- 3 くん蒸倉庫と選果こん包施設が同一の建物でない場合は、選果及びこん包が終了したオーストラリア向けかきをくん蒸倉庫に輸送するに当たって、密閉式輸送機器を用いることとする。

## 第9 輸出検査

- 1 輸出者は、植物等輸出検査申請書（規則第14号様式（イ）。以下「輸出検査申請書」という。）に第7で登録選果こん包施設の責任者から交付された選果こん包実施報告書を添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。
- 2 植物防疫官は、1の輸出者に、あらかじめ輸出検査の実施予定日時及び実施場所を通知するものとする。
- 3 植物防疫官は、選果こん包実施報告書により、輸出されるオーストラリア向けかきが登録選果こん包施設において選果こん包されたものであることを確認するものとし、第8の臭化メチルクん蒸を実施した場合は、第8の2の確認を受けたものであることを書類により確認するものとする。
- 4 植物防疫官は、3の確認ができた場合は、（1）及び（2）により輸出検査を実施し、病害虫又は付着物が発見された場合は、当該病害虫名及びその生死又は付着物名を記録するものとし、その結果に基づき（3）の措置を行うものとする。

### （1）輸出検査の単位（ロット）

申請のあった生果実に対し、生産地（都道府県）及び登録選果こん包施設が同一のものを、品種ごとに1つの輸出検査単位（ロット）とする。ただし、ロットが細分化され、輸出検査が非効率となる場合であって、かつ、申請者からの要望があった場合は、品種については、異なるものをまとめて1ロットとすることができるものとする。

### （2）輸出検査の内容

1ロットから生果実600果以上を無作為に抽出し、600果以下の荷口であれば全量を対象として、次について確認するものとする。

ア 別表の病害虫が認められないこと。

イ 第6の（7）の表示があること（参考様式）。

ウ こん包には、土、枝葉等の混入がないこと。

### （3）輸出検査の結果行う措置

ア オーストラリア向けかきの輸出条件に適合すると認められた場合

植物防疫官は、合格証明書（規則第18号様式（ロ））を交付するものとする。

合格証明書の交付に際しては、次の（ア）のとおり追記を行うとともに、（イ）

の内容について追記を行うものとする。また、栽培地検査が行われた場合には

(ウ) のとおり追記を行うものとし、臭化メチルくん蒸が行われた場合には、(エ) の内容について追記を行うものとする。

(ア) The persimmons in this consignment have been produced in Japan in accordance with the conditions governing entry of fresh persimmon fruit to Australia and inspected and found to be free of quarantine pests.

(イ) 登録選果こん包施設の登録番号並びに密閉式船積み貨物に限りコンテナ番号及び封印番号。ただし、コンテナ番号及び封印番号を関係書類に記載する場合には、合格証明書の番号を併記することとし、その場合は、合格証明書への記載を省略することができる。

(ウ) The fruit in this consignment has been sourced from an orchard under orchard control for persimmon fruit moth(*Stathmopoda masinissa*).

(エ) 臭化メチル濃度1立方メートルあたり48グラム以上であり、果実中心温度が15℃以上で2時間以上くん蒸が行われたこと、くん蒸日及びくん蒸施設名  
イ 別表の病害虫が発見された場合

当該ロットを不合格とするものとする。発見された病害虫がカキノヘタムシガであることを確認した場合には、当該登録生産園地に係る第4の2の(1)の登録を取り消すとともに、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体等の責任者に対しては、取消しの理由及び標札を撤去すべき旨を通知するものとし、登録選果こん包施設の責任者に対しては、生産園地の登録が取り消された旨を通知するものとする。

## 第10 輸送方法

オーストラリア向けかきは、船積み貨物又は航空貨物として輸送されるものとする。